

県立学校グリストラップ清掃・汚泥収集運搬

委託業務契約書（案）

収 入
印 紙

1 委託業務の名称 県立学校グリストラップ清掃・汚泥収集運搬委託業務

2 履行期間 自 契約締結の日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 委託金額 ￥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 〇〇〇, 〇〇〇－）

4 契約保証金 免除

上記業務の委託について、委託者大分県知事 佐藤 樹一郎を甲とし、受託者〇〇〇〇を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

第1条（総則）

乙は、別添の県立学校グリストラップ清掃・汚泥収集運搬委託業務に関する仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき頭書の委託金額（以下「委託金額」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を信義に従って誠実に履行しなければならない

2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする

第2条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第3条（収集運搬に関する事業範囲）

1. （乙の事業範囲）

収集運搬に関する乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：_____ 許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限: _____ 許可の有効期限: _____
事業範囲: _____ 事業範囲: _____
許可の条件: _____ 許可の条件: _____
許可番号: _____ 許可番号: _____

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬契約金額は、次のとおりとする。

総額: 金〇〇〇円 (うち消費税及び地方消費税〇〇円)

種類: _____

数量: _____

3. (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注: 下記の①②のいずれかを選択すること)

① 輸入廃棄物: 無

② 輸入廃棄物: 有 _____

4. (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏 名: 株式会社レックス九州

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所: 許可証のとおり

許可都道府県・政令市: 許可証のとおり

許可の有効期限: 許可証のとおり

事業の区分: 許可証のとおり

産業廃棄物の種類: 許可証のとおり

許可の条件: 許可証のとおり

許可番号: 許可証のとおり

事業場の名称: 許可証のとおり

所在地: 許可証のとおり

5. (積替保管) (注: 契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること)

① 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

② 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、頭書きで定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

注: 下記は②を選択した場合のみ記載

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類: _____

積替保管施設の所在地: _____

積替保管施設の保管上限： _____

第4条（適正処理に必要な情報の提供）

1. 甲は、乙の求めがあった場合は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
 - ア 産業廃棄物の発生工程
 - イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
 - ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
 - キ その他取扱いの注意事項
2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第5条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第3条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第6条（再委託の禁止等）

乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に甲と協議し書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

- 2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。
- 3 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。

第7条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第8条（委託業務終了報告）

乙は、委託業務実施の都度、作業完了報告書（様式第1号）及び業務状況がわかる写真及びそれぞれの運搬区間に応じたマニフェストを速やかに作成し、対象校に提出する。

第9条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第10条（委託料・消費税の支払い）

1. 乙は、第8条の委託業務終了報告により産業廃棄物を確実に運搬したことについて甲の確認を受けた後、委託料を請求するものとする。なお、委託料の内訳については別紙2の「支払金額内訳」のとおりとする。
2. 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。

第11条（履行遅滞の場合における賠償金）

1. 甲は、乙が、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。
2. 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。
3. 甲の責めに帰する理由により、第10条の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

第12条（業務内容の変更等）

1. 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、もしくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。
2. 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

らない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

第13条（機密の保持）

乙は、この契約の履行上知り得た甲の業務上の秘密を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする

第14条（契約の解除）

1. 甲は、乙がこの契約の条項のいずれかもしくは法令等の規定に違反するとき、又は次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

（1）乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

（2）乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。

（3）契約の履行に関し、不正な行為があると認められたとき。

（4）乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

2. 甲又は乙から契約を解除した場合において、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、甲又は乙は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する委託料を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わせしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用等の償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取することを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第15条（違約金）

1. 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、違約金を徴収する。

2. 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

第16条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 大分市大手町3丁目1番1号
大分県知事 佐藤 樹一郎

乙

県立学校グリストラップ清掃・汚泥収集運搬委託業務に関する仕様書

1 業務場所

別紙1「県立学校グリストラップ清掃・汚泥収集運搬対象校一覧」のとおり

2 業務内容

- (1) グリストラップを清掃し、専用器具により汚泥を吸引すること。
- (2) 厨房等の排水口からグリストラップ間の排水管を洗浄すること。
※さくらの杜高等支援学校を除く。
- (3) 吸引した汚泥を産業廃棄物処分業者の処分場（会社名：株式会社レックス九州
住所：大分県臼杵市野津町大字都原字上坪 906 番地）まで運搬可能であること。

3 清掃回数

- (1) グリストラップ清掃及び汚泥吸引は契約期間中に2回実施すること。
- (2) 厨房等の排水口からグリストラップ間の排水管洗浄は契約期間中1回実施すること。
※さくらの杜高等支援学校を除く。

4 業務場所の設備容量及び搬出入経路

別紙3のとおり

5 関係施設等への連絡及びその他

清掃作業の実施日時を別紙1の対象校と調整し、日程表を作成のうえ契約開始日から1週間以内に大分県教育庁教育財務課財務支援班へ提出すること。

6 作業完了の報告及びマニフェスト

業務時に施設ごとに以下の状況がわかる写真を撮影し、業務終了後に写真と清掃作業完了報告書及びマニフェストを対象校へ提出すること。

- ①作業開始前のグリストラップ槽内
 - ②汚泥等洗浄・吸引作業中
 - ③汚泥等洗浄・吸引後のグリストラップ槽内
 - ④厨房等排水口からグリストラップ間の排水管の高圧洗浄作業前
 - ⑤厨房等排水口からグリストラップ間の排水管の高圧洗浄作業中
 - ⑥厨房等排水口からグリストラップ間の排水管の高圧洗浄作業後
- ※④⑤⑥については屋外からの写真で可

7 その他

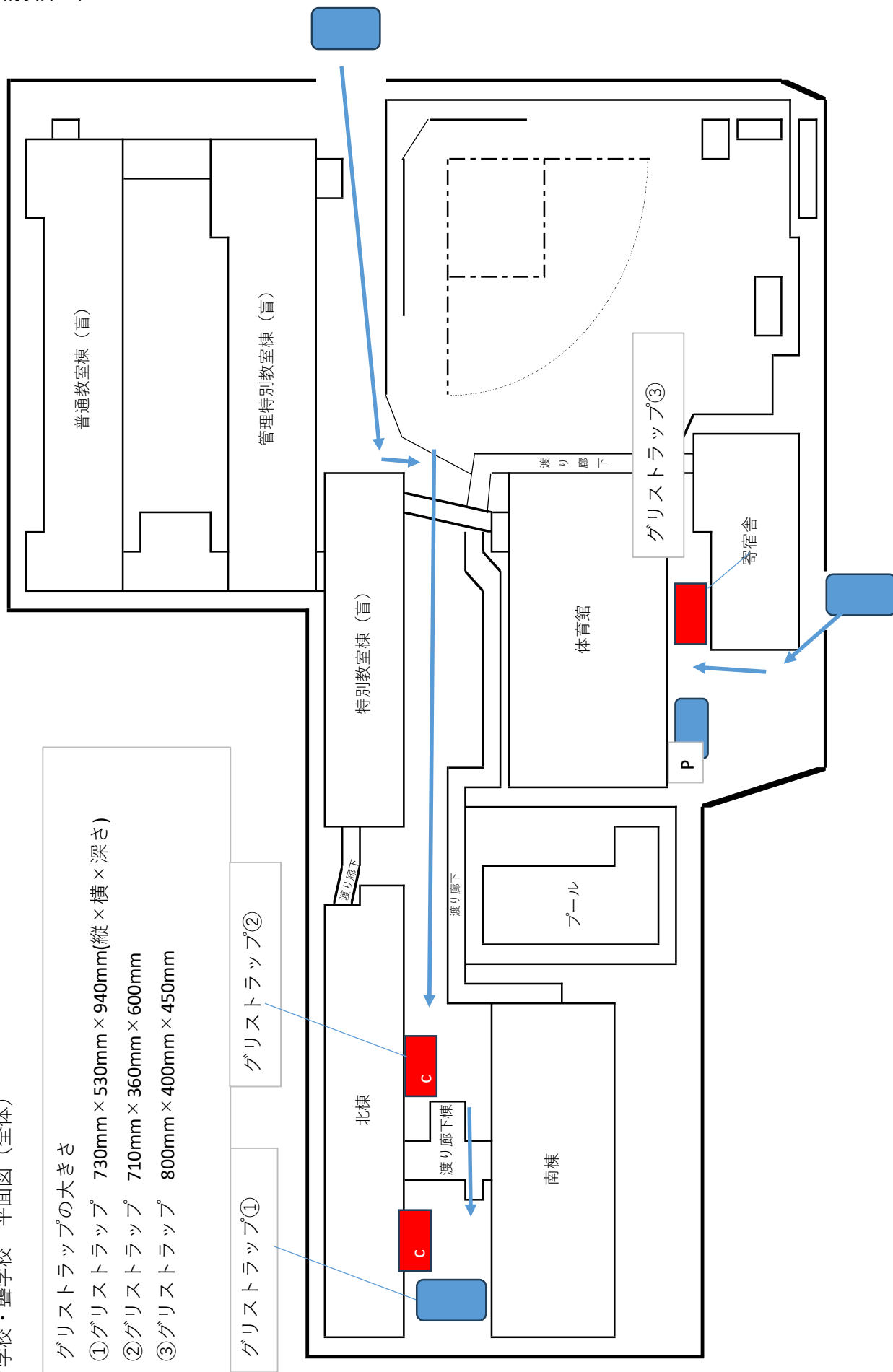
- (1) 業務の遂行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。
- (2) 清掃作業に際しては、給食調理施設及び施設敷地内で実施されている他の作業に支障の無いよう配慮すること。また、児童・生徒の安全には特に配慮すること。

県立学校グリストラップ清掃・汚泥収集運搬対象校一覧

番号	校 名	所在地	連絡先
1	盲学校	大分市金池町3丁目1番75号	097-532-2638
2	聾学校	大分市金池町3丁目1-60	097-538-6661
3	さくらの杜高等支援学校	大分市東大道2丁目5番地23	097-543-1700
4	日出支援学校	速見郡日出町大神1618番地1	0977-72-2305
5	別府支援学校	別府市鶴見4224番地	0977-24-0108
6	由布支援学校	由布市庄内町大字西長宝1796	097-582-0326
7	臼杵支援学校	臼杵市大字井村911番地	0972-62-3930
8	南石垣支援学校	別府市石垣西1丁目2番5号	0977-23-3454
9	新生支援学校	大分市玉沢980-1	097-541-0336
10	大分支援学校	大分市大字志村763番地1	097-527-2711
11	大分工業高校 定時制	大分市芳河原台12番1号	097-568-7325

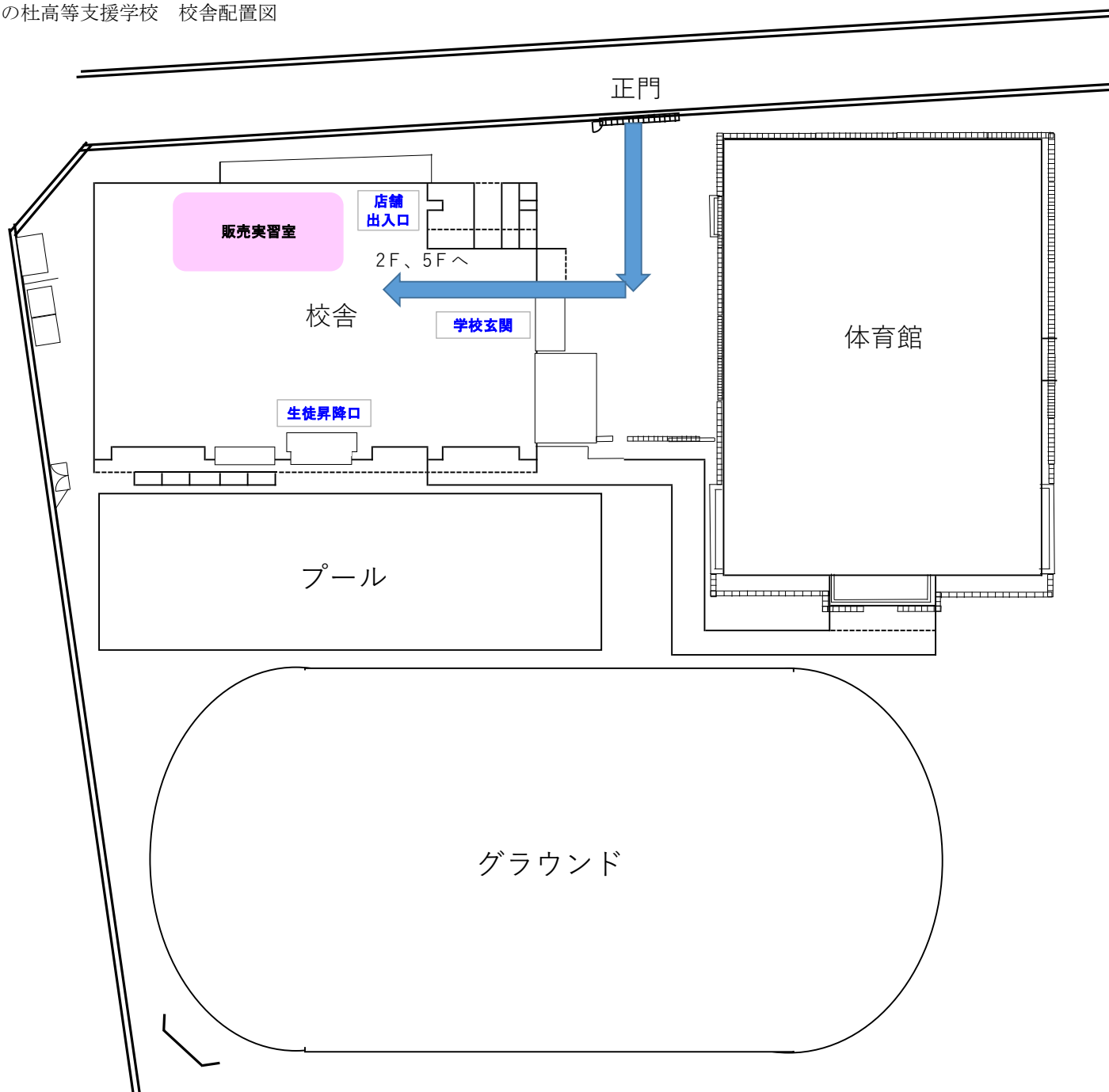
別紙2 支払金額内訳

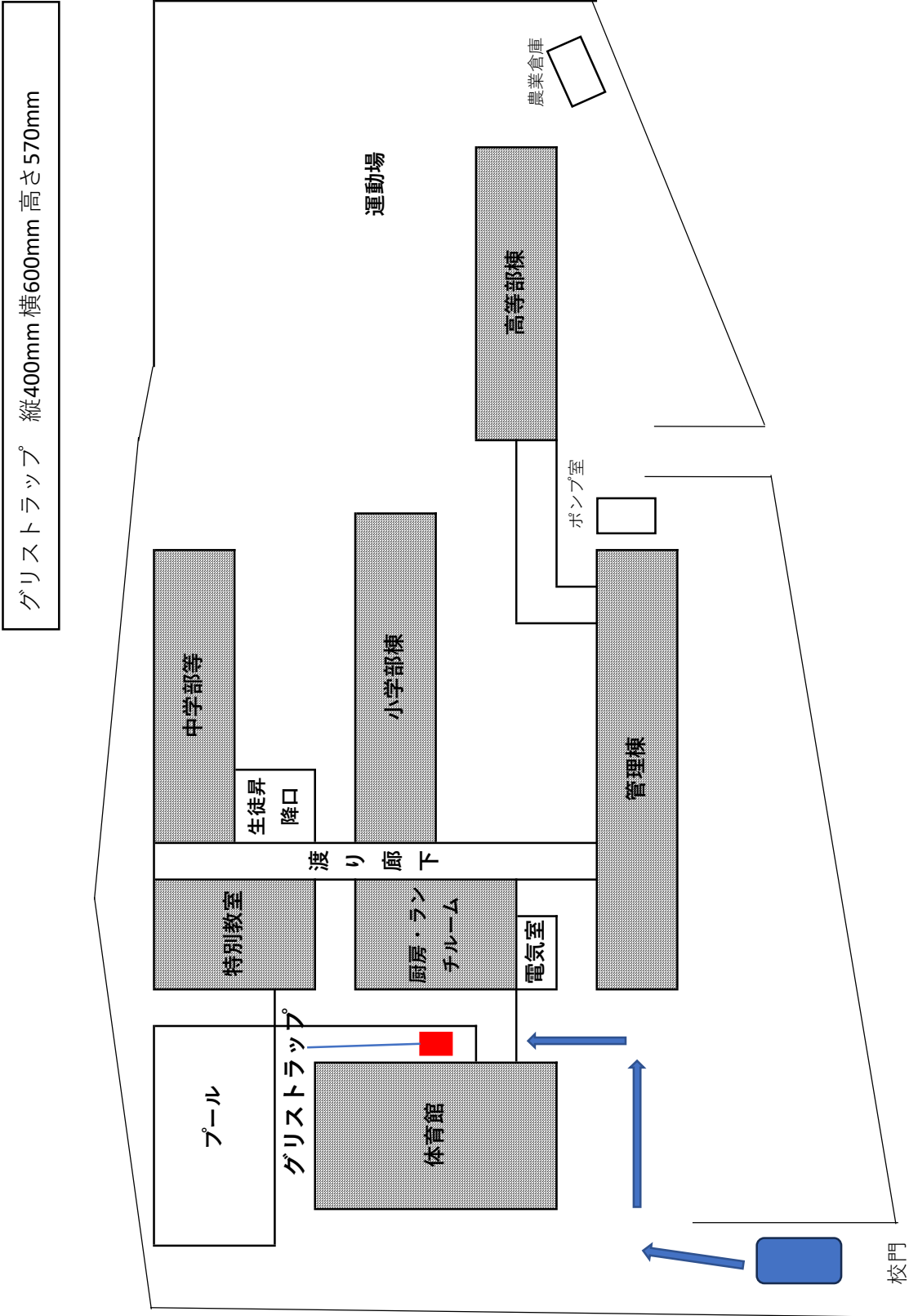
番号	校 名	内 容	金 額 (税 込 み)
1	盲学校	清掃・汚泥吸引	
		高圧洗浄	
		汚泥収集運搬	
2	聾学校	清掃・汚泥吸引	
		高圧洗浄	
		汚泥収集運搬	
3	さくらの杜高等支援学校	清掃・汚泥吸引	
		汚泥収集運搬	
4	日出支援学校	清掃・汚泥吸引	
		高圧洗浄	
		汚泥収集運搬	
5	別府支援学校	清掃・汚泥吸引	
		高圧洗浄	
		汚泥収集運搬	
6	由布支援学校	清掃・汚泥吸引	
		高圧洗浄	
		汚泥収集運搬	
7	臼杵支援学校	清掃・汚泥吸引	
		高圧洗浄	
		汚泥収集運搬	
8	南石垣支援学校	清掃・汚泥吸引	
		高圧洗浄	
		汚泥収集運搬	
9	新生支援学校	清掃・汚泥吸引	
		高圧洗浄	
		汚泥収集運搬	
10	大分支援学校	清掃・汚泥吸引	
		高圧洗浄	
		汚泥収集運搬	
11	大分工業高校 定時制	清掃・汚泥吸引	
		高圧洗浄	
		汚泥収集運搬	
合 計			



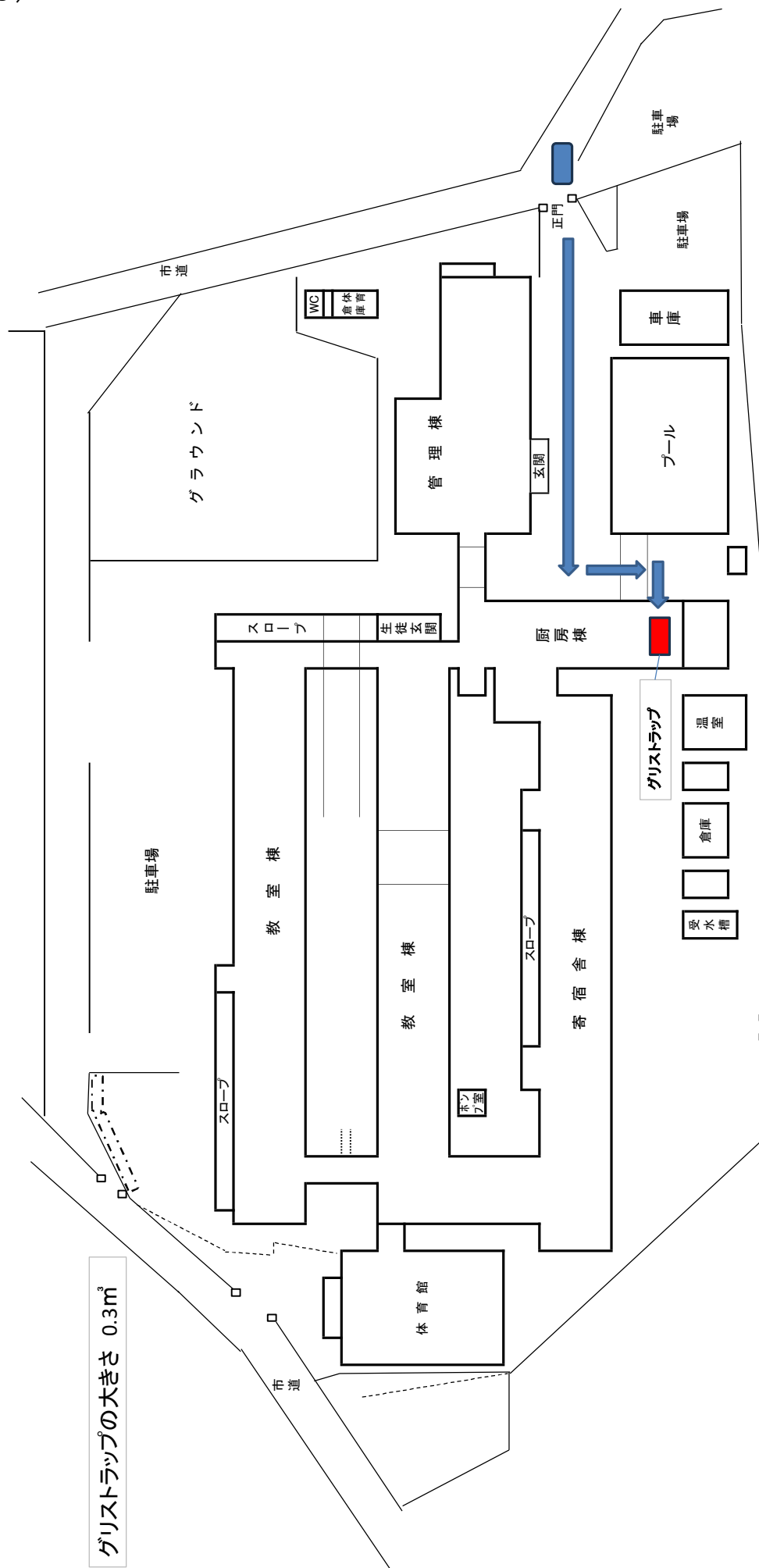
(別紙3)

さくらの杜高等支援学校 校舎配置図





大分県立別府支援学校 配置図



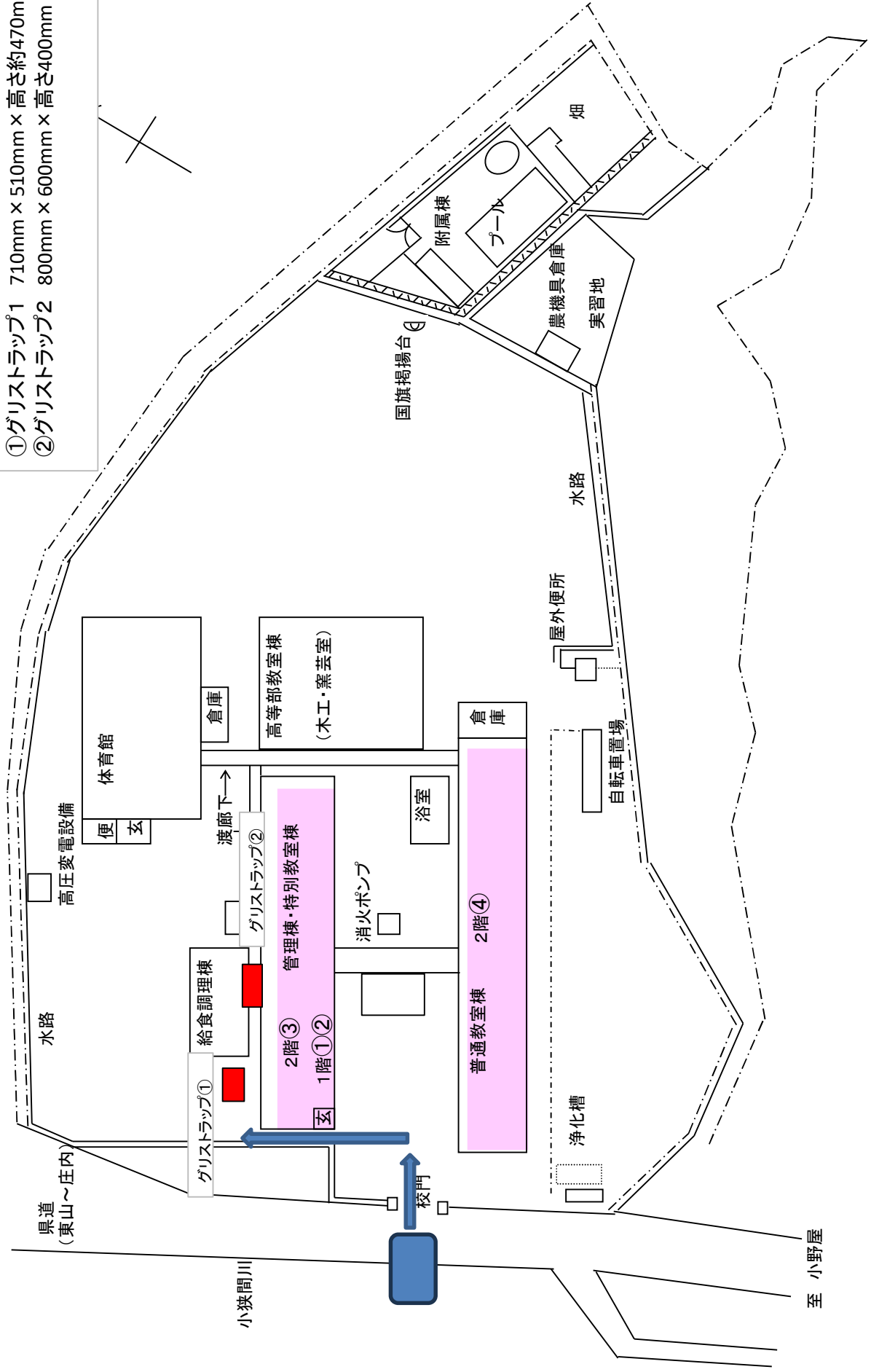
由布支援学校配置図

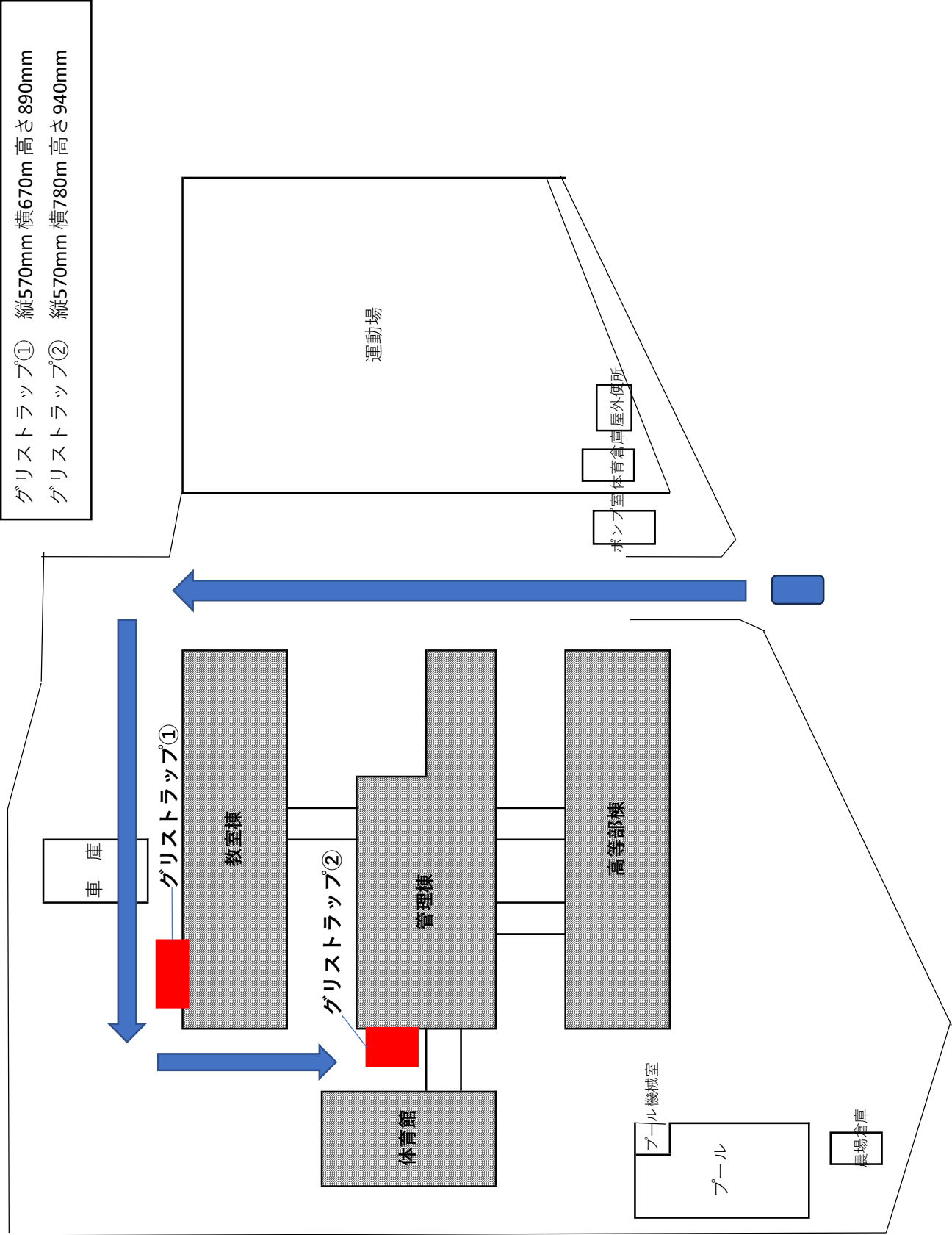
至 鳥居

市道

グリストラップの大きさ

- ①グリストラップ1 710mm × 510mm × 高さ約470mm
- ②グリストラップ2 800mm × 600mm × 高さ400mm

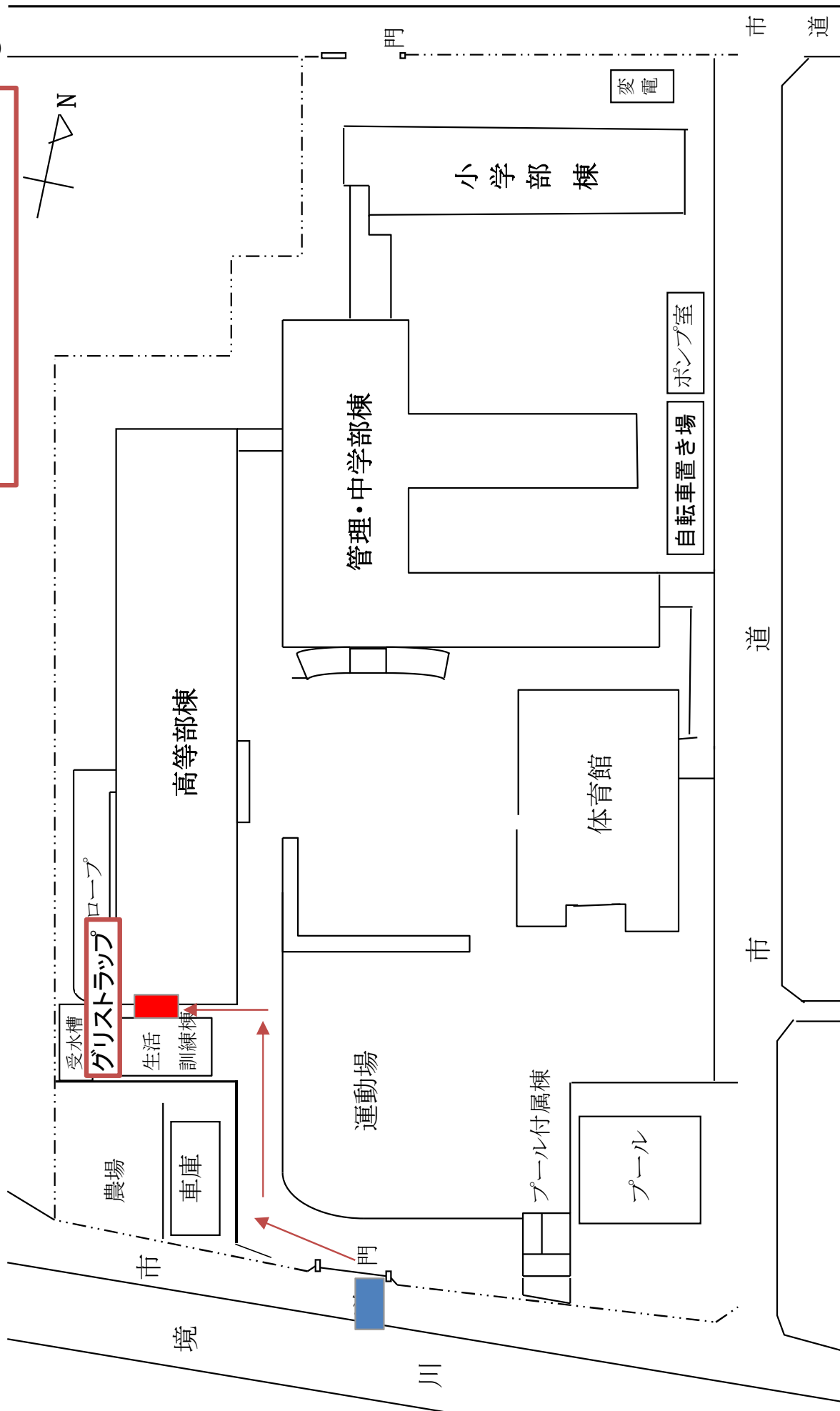


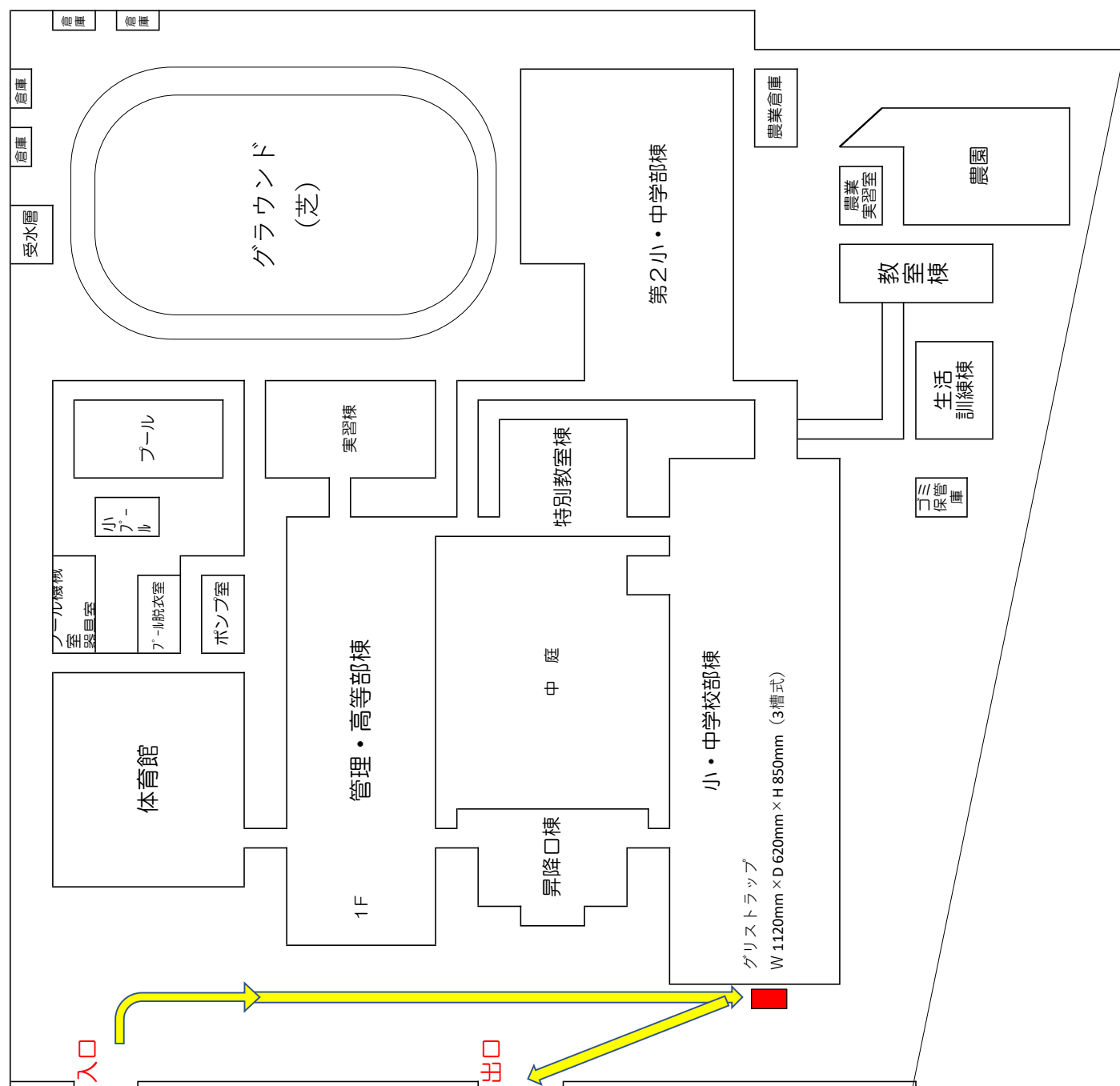


(別紙 3)

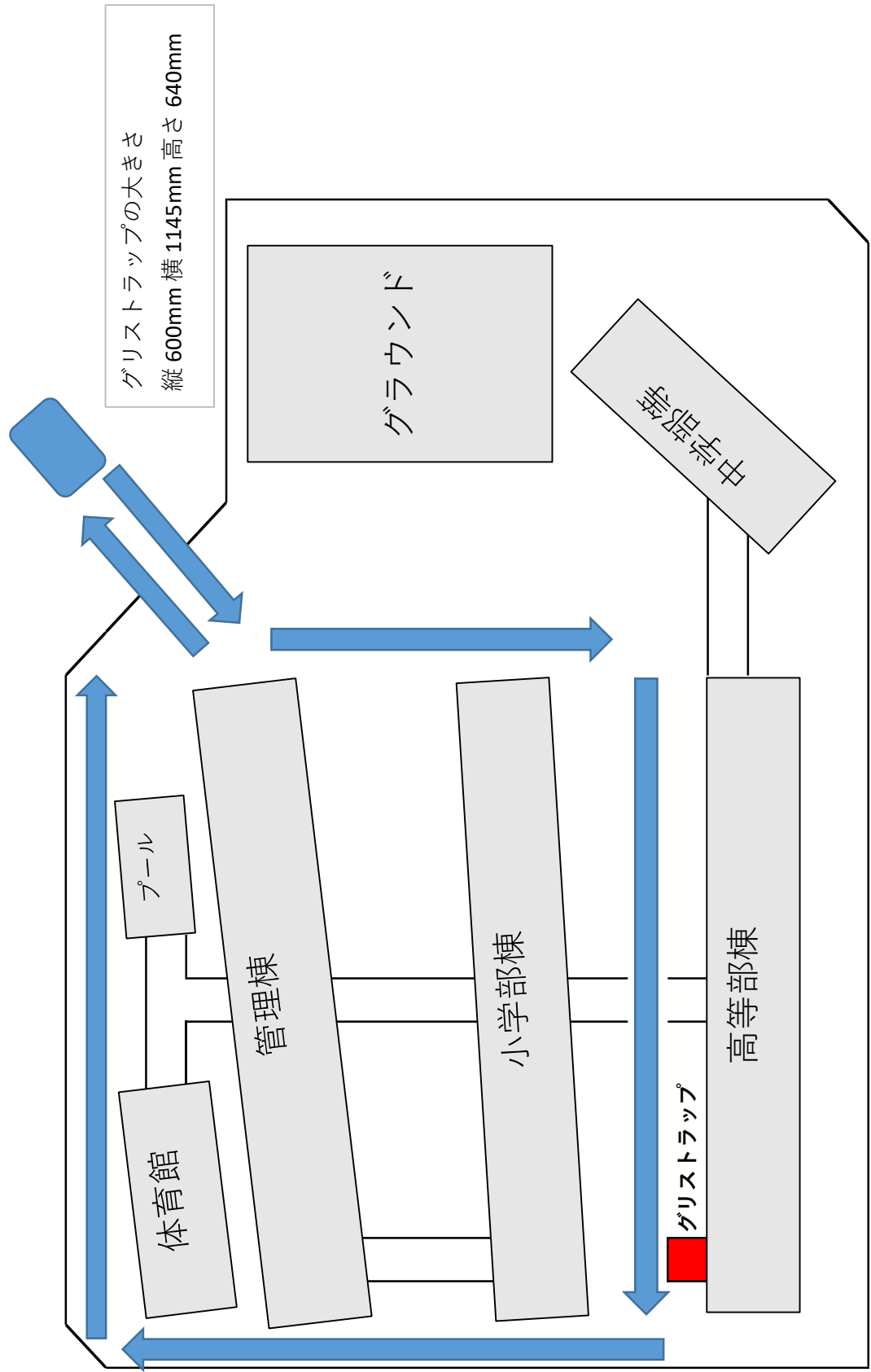
南石垣支援学校 平面図

グリストラップの大きさ
H610mm × L600mm × W350mm





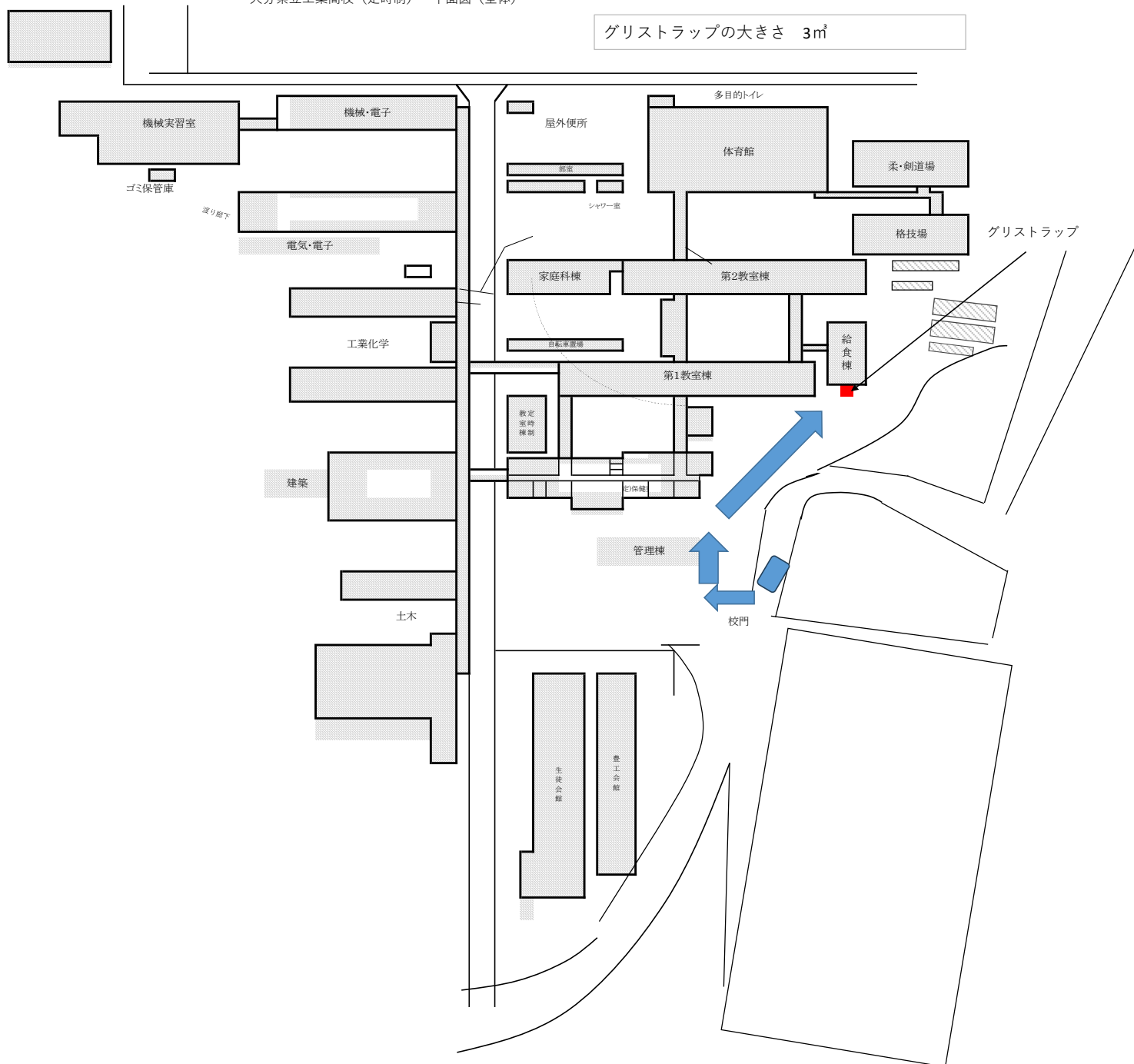
大分支援学校平面図 (全体)



(別紙 3)

大分県立工業高校（定時制） 平面図（全体）

グリストラップの大きさ 3m²



(様式第 1 号)

作業完了報告書

(年 回中 回目)

下記のとおり、第 回目 (汚泥吸引・高圧洗浄) 及び運搬作業が完了しましたので
委託契約書第 8 条の規定に基づき報告します。

記

作業完了日 令和 年 月 日

※工程写真添付

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名
印

大分県立 学校
校長 殿